

## 特別児童扶養手当について

問 福祉課福祉係 ⑪番窓口 Tel.64-1120

特別児童扶養手当は、20歳未満で身体や知的または精神に政令で定める程度以上の障がいがある児童を監護する父または母、もしくは父母にかわって児童を養育している者に支給される手当です。

ただし、次のいずれかにあてはまるときは支給できません。

- ①受給者（申請者）や児童が日本国内に住所を有しないとき。
- ②児童が児童福祉施設等に入所しているとき。
- ③児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき。

手当額(月額)児童一人につき  
1級:53,700円 2級:35,760円

※所得による手当の支給制限があります。また、毎年4月に消費者物価指数の変動率に応じて手当額が改正されることもあります。

### ◆現在手当を受給されている方へ◆

毎年、手当の支給要件を確認するために「所得状況届」の提出が必要となります。対象の方には、案内を送付していますので期日までに提出をお願いします。

## 8月中に児童扶養手当現況届の提出を!

問 健康推進課保健子ども係 ⑧番窓口 Tel.65-3008

現況届は、毎年受給者の所得や受給資格などの確認をするためのものです。現在児童扶養手当を受けている方は、必ず提出してください。この届がない場合は、11月分以降の手当が受けられなくなる可能性があります。なお、対象の方には湯浅町から通知を送付します。



### ●届出期間

8月1日(火)～8月31日(木)

### ●届出先

健康推進課保健子ども係（8番窓口）

### ●受付時間

8時30分～17時15分  
(土日祝日を除く)

※上記時間外での受付希望の場合は、ご連絡ください。

### ●児童扶養手当とは

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進および、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、ひとり親家庭の父母または養育者に支給される手当です。  
※令和5年度の支給額は広報ゆあさ5月号に記載しています。

## 価格高騰重点支援給付金(3万円給付)のご案内

※受給には手続きが必要です

問 福祉課福祉係 ⑪番窓口 Tel.64-1120

●価格高騰重点支援給付金(1世帯あたり3万円)は、住民税均等割非課税世帯を支援する新たな給付金です。

世帯全員の令和5年度  
「住民税均等割が非課税」  
の世帯

### 湯浅町から確認書が届きます(要返送)

令和5年6月1日時点で住民登録のある対象世帯には7月中旬から順次確認書を送付していますので、内容を確認し、同封の返信用封筒にて返送をお願いします。

※住民税課税者に扶養されている者のみからなる世帯は対象外となります。

※令和5年1月1日以降に転入され、所得情報が不明な世帯は申請が必要となりますので役場までご連絡ください。

## ～妊産婦子育て講座～ ママのための骨盤ケア

問 子育て世代包括支援センターはぐ♡Hug Tel.65-3008

産後に感じる『腰痛』『身体のゆがみ』『変な姿勢のクセ』などに対し、自宅で実践できる運動や、正しい姿勢についての講座を開催します。

実際に身体を動かし、心も身体もリフレッシュしましょう!

お子さんがいらっしゃる場合は、スタッフも一緒にお相手させていただきますので、ぜひ一緒にご参加ください。

●日 時 9月15日(金) 10時～11時30分頃

●場 所 湯浅町保健センター(湯浅町役場1階)

●講 師 宮崎 翠 先生(翠助産院 院長 助産師)

●対象者 おおむね産後1年までの産婦さん  
妊婦さん(産後のための予習しよう!)

●定 員 10名程度

●参加費 無料

●申込み 9月12日(火)までに電話でお申込みください。

●その他 動きやすい服装でお越しください

